

令和4年度「青森県特産品コンクール」実施要領

(主催：公益社団法人青森県物産振興協会)

1 開催趣旨

県産品の更なる振興と事業者育成支援の観点から、本県で加工されている食品・工芸品のレベルアップを図ることをねらいとし、「青森県特産品コンクール」を実施する。

2 【青森県特産品コンクール】について

(1) 対象商品

食品（菓子を含む）及び工芸の2部門とし、以下の要件を満たすものとする。

①食品（菓子を含む）部門

- ・県内で生産された農林水産物を主原料とした加工食品。
- ・地域の特別な生産、製造方法等により生産された食品で、本県のイメージを強調できるもの。

②工芸部門

- ・伝統的な技術・技法や、その他の新技術を活かし、開発されたもの。

～条件～

- ◇3年以内に製品化された商品であること。
- ◇過去に農林水産大臣賞を受賞していないものであること。
- ◇食品表示法、薬事法、景品表示法、計量法、資源有効利用促進法等の関係諸法規に照らし、正しく表示されていること。

【注意点】

- ◆出品は、1部門当たり1社（者）につき3点までです。
ただし、同一商品で複数種（味違い等）出品する場合は、1シリーズを1出品とみなし審査します。
例）ドレッシング3種（塩味、味噌味、醤油味）→1シリーズ出品も可
※上記、複数種の個別出品も可。

(2) 出品資格

原則として県内に住所又は主たる事業所を有する下記①～⑥のいずれかに該当する者とする。

- ①公益社団法人青森県物産振興協会会員
- ②食料品製造業を営む企業、個人又は農林水産加工グループ
- ③以下の法令に基づき、食品の製造・加工等に関する事業を行うもの
 - ア「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業等協同組合
 - イ「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく協業組合、商工組合もしくは商工組合連合会
 - ウ「水産業協同組合法」に基づく水産加工業協同組合もしくは水産加工業協同連合会

- ④森林組合法に基づき設立された組合
- ⑤農業協同組合法に基づき設立された組合
- ⑥民法に基づき設立された組合・法人

【注意点】

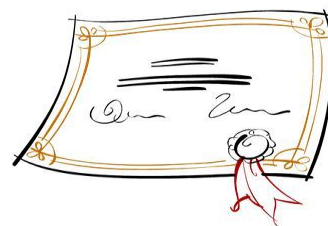
- ◆過去2か年にわたり、継続して表彰された品目を製造した企業や個人は応募対象外です。
- ◆過去に、企業として重大な指導や改善命令等を監督官庁より受けたことがある場合（例：食中毒を起こした等）は、審査対象外です。

(3) 審査基準

- ①地域の特性を生かして生産されたものであること。
- ②原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があると認められるもの。
- ③原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるもの。
- ④視覚的に優れており、かつ食味が優れていると認められるもの。
- ⑤表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの。
- ⑥商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているもの。

(4) 賞の区分

- 青森県知事賞……………最大1点
- 青森県農林水産部長賞……………最大2点
- (公社)青森県物産振興協会会長賞……………最大4点



※受賞者には、表彰状を授与する。

なお、食品に関しては、筆頭受賞商品を「令和4年度優良ふるさと食品中央コンクール（主催：一般財団法人食品産業センター）」に推薦する。

(5) 申込方法

申込に際しては、次の書類を揃えてお申し込みください。

- ①令和4年度青森県特産品コンクール出品申込書 【別紙1】
- ②令和4年度青森県特産品コンクールに係る調査票【別紙2】
- ③企業の概要が分かる資料(企業パンフレット、企業概要等)
- ④商品の概要が分かる資料
- ⑤食品表示部分がわかる資料（食品のみ）

食品を出品される場合



「①出品申込書」にある「食品表示」欄の記載が必須となっております。
各種法令に基づいた適正な表示が事業者の責務となります。

※受賞後に違反が判明した場合には、受賞を取り消すこともありますので、下記にあります食品表示についてのパンフレット及びリンク等を参照し、ご確認ください。



表示についてご不明な点は、別紙3「食品表示相談機関一覧」を参考に関係機関へご相談ください。相談が必要な場合は、事前連絡のうえ、回答まで期間を要することを念頭に、余裕を持ったお早めの対応をお願いいたします。

【食品表示に係るパンフレット及びリンク等】

青森県農林水産部食の安全・安心推進課－食品表示について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/110ban00.html>

パンフレット等

青森県版

共通事項	生鮮食品	加工食品
<ul style="list-style-type: none">▲ 新たな食品表示制度（旧制度からの改正点）[1149KB]▲ 加工食品の新たな原料原産地表示制度（事業者向け）[281KB]▲ 加工食品の新たな原料原産地表示制度（消費者向け）[113KB]	<ul style="list-style-type: none">▲ 農産物編（米以外）[601KB]▲ 水産物編（ふぐ以外）[622KB]▲ 玄米・精米編[791KB]	<ul style="list-style-type: none">▲ 農産物漬物編[315KB]▲ ジャム類編[1297KB]▲ 果実飲料編[2087KB]

消費者庁

- ☐ 法令・政令・府令等（消費者庁にリンク）
- ☐ 食品表示基準Q & Aについて（消費者庁にリンク）
- ▲ 遺伝子組換え表示制度の見直し[2600KB]

リンク集

- ☐ 消費者庁【食品表示企画（食品表示制度が消費者の食卓を守ります）】
- ☐ 農水省【食品表示に関する取組】
- ☐ 東北農政局【食品表示に関する取組】
- ☐ FAMIC【食品表示に関する情報】
- ☐ 八戸市【食品表示制度】

(6) 申込締切

令和4年6月27日(月)

郵送または、申込書等提出書類は、メールにて提出してください。

※詳細は、当要領最終ページのお問合せ先をご参照ください。

3 審査会等について

審査会は、出品者本人によるプレゼン形式で行います。
別途控室を用意しておりますので、各自で試食等の準備をしてください。会場では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施します。

(1) 開催日・審査料等

審査日	令和4年7月28日(木)
会場	青森県商工会議所会館7階 〒030-0803 青森県青森市新町1丁目2番18号
審査員	主催者が依頼する各分野の専門家
審査料	1品目 協会会員 2,000円(税込) 協会非会員 5,000円(税込) ※2~3品目は上記金額の半額 【令和4-3年7月22日(金)までに下記の口座にお振込みください。】 ※請求書の発行はいたしませんので、ご入用の際はご連絡ください。 ～振込先～ 青森銀行 県庁支店 普通口座 33654 (公社)青森県物産振興協会 シャ)アオモリケンブツサンシコウキョウカイ



(2) 出品商品搬入方法等

各出品者のタイムスケジュールは、後日お知らせします。

搬入日	令和4年7月28日(木)(審査日当日)
搬入方法	当日、直接会場にお持ちください。
試食及びプレゼン	・展示用商品、審査員10名程度の試食用商品、それに係る試食グッズをご準備ください。 ※展示用商品(1点)は、審議用サンプルとして、終わり次第回収させていただきます。 ・プレゼン用に、長テーブル(1.8m×0.6m)1台をご用意しておりますので、商品チラシや装飾グッズ、POP等ございましたらご使用ください。
その他	・ゴミ一切については、全て持ち帰りとなります。 ・試食準備で発生した生ごみ等も持ち帰ってください。



(3) 審査結果及び表彰式

◆審査結果 令和4年8月下旬
審査結果通知を郵送します。

◆表彰式 令和4年9月(予定)
場所：青森市内

(4) お問い合わせ及び書類提出先

(公社)青森県物産振興協会 担当：張間

TEL:017-777-4616 FAX:017-777-4620

〒030-0801 青森市新町 1-2-18 青森商工会議所会館 3階

データ提出先 (E-mail) : harima@aomori-bussan.or.jp

ホームページアドレス : <http://www.aomori-bussan.or.jp/>

【申込書の提出期限】令和4年6月27日(月)必着

※「応募用紙(チラシ裏面)」と「出品申込書(別紙1)」は違いますので、ご注意ください。

(注)新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催内容等に変更が生じる場合がございます。予めご了承ください。